

大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 会議内容（概要）

日時・場所

令和3年4月23日（金）16：30～17：20 大阪市役所5階 特別会議室

出席者

市長、高橋副市長、朝川副市長、山本副市長、人事室長、都市交通局長、政策企画室長、危機管理監、経済戦略局長、市民局長、財政局長、福祉局長、健康局長、保健所長、こども青少年局長、消防局長、教育長、東住吉区長

内容

□ 危機管理監

➤ 会議開始

- ・現在の感染状況について、健康局、消防局、福祉局の順番で説明願う。

□ 健康局長（府域全体の感染状況を府対策本部会議の資料を用いて抜粋で説明）

➤ 新規陽性者の推移

- ・毎日の新規陽性者数をカレンダーで見ると、各曜日増加。
- ・昨日4月22日に初めて大阪市、大阪府共に先週木曜日より若干下回ったが、前日4月21日は、前週水曜日と比べ100人ほど増加していることから一時的なものの可能性あり。
- ・大阪市の新規陽性者数は約400人から500人であるが、大阪市保健所が疫学調査を行う陽性者数は、昼間の市内への流入人口が100万人程度であることから、約1.5倍、ピークである550人の場合は800人以上の陽性者の調査を行っているため、保健所がひっ迫している。
- ・4月18日の大阪市新規感染者数は、第3波のピークと比べると約2倍、第1波のピークと比べると、約10倍。
- ・大阪府の新規感染者数の4月のピークは、第3波と比べると約2倍、第1波と比べると13.5倍。
- ・大阪市の1週間ごとの新規陽性者数は、4週連続急激に増加。
- ・先週1週間は感染経路の分からない割合がとて多く、今週はさらに上回る可能性あり。
- ・第2波をみると、一旦急激に2倍になっているがすぐ横ばい程度となっている。今回は、顕著に陽性者数が伸びている。

➤ 大阪府と大阪市の陽性者の割合

- ・人口10万人当たり新規陽性者の割合は、大阪市の方が府全域と比較すると高い。
- ・大阪府全体に占める大阪市の新規陽性者の割合は、3月中旬あたりは人口割合と同程

度であったが、現在は約4割で推移しており大阪市の割合が高い。

▶ 大阪市内の陽性者の現況（4月19日現在）

- ・ 現在陽性者数は、大阪市が約6,700人、大阪府全域では約4,000人。
- ・ 入院数は、大阪市793人、大阪府全体では1,600人を超えている。
- ・ 重症者は、大阪府全体で約300人であり、重症病床数を超えている。
- ・ 府域全体で、自宅療養者が約8,000人、宿泊療養が1,100人、療養等調整中約2,500人。

▶ 検査と陽性率

- ・ 検査件数が4月に入り急激に増し、陽性率は下がっている。推測だが、高齢者施設従事者の定期的な検査の範囲を広げた効果もあると思われる。無症状の人も多数検査していることから、陽性率が多少下がったが、1割以上の高い陽性率が続いていると考える。

▶ 保健所への相談件数（4月18日時点）

- ・ 相談件数は、陽性者の増加ほど伸びていないが、第3波、第1波に迫る勢いとなっており、この数日間少し電話がつながりにくい状況であるため、急遽回線数を増やして対応する。

▶ 病床等の確保状況

- ・ 大阪府全域の4月22日の確保病床数は224であるが、登録していない病床にも受入をお願いして272まで運用病床を増やしている。
- ・ 患者数は272であり、病床使用率は、確保病床以外を合わせても100%に達した。
- ・ 大阪府では増床の要請を行っており、何とか解消しようとしている。
- ・ 中等症の病床使用率は4月22日に79.9%、参考として、十三市民病院の病床使用率は81.4%であるが、感覚では実情は重症に近い人を受け入れており人手を要するため、数字以上にひっ迫していると感じる。

▶ 保健所の強化体制

- ・ 令和2年4月時点では、感染症対策課は50名体制で、日々出張で34名を増員。
- ・ また、派遣人材で民間の看護師20名程度の受診相談センターを設置。 ・ 現在、感染症対策課は115名体制であるが、ひっ迫してきたため、市長から副市長及び人事担当部局に直接指示を頂き、来週から22名を増員し、令和3年4月体制では、専門グループを137名体制まで増員する。
- ・ 日々出張では、保健師14名、監視員6名、事務5名を増員。
- ・ 市外からの応援は、今週から厚生労働省の地域支援班に来ていただいている。
- ・ また、塩野義製薬から社会貢献により、延べ8名がデータ入力応援に来ていただき感謝している。
- ・ 受診相談センターは当初23名であったが、電話の繋がりにくいことを解消させるため、令和3年4月中に44名に増員予定。
- ・ ワクチンチームは、保健所の中に令和3年2月15名で設置、4月に39名に増員し、部長も1名新設した。

➤ 保健所業務の重点化・効率化

- ・ 疫学調査項目の重点化として 15 歳から 39 歳で重症化リスクが低い方の調査項目を重点化し、疫学調査を保健所に引き上げて集約する。
- ・ 他の重症リスクの高い方は、各区が今までどおり丁寧な調査を行う。
- ・ 変異株の対応について、解除、退院する場合は 2 回の陰性確認が必要で、自宅療養者も同様の取扱いであったが、変異株以外のコロナ患者と同様に、一定期間経てば解除となった。
- ・ 業務の I C T 化について、一部検査の予約、陰性の結果はインターネットにより実施。

□ 消防局長

➤ 救急活動の現状

- ・ 新型コロナ感染者数が増加に伴い新型コロナ対応の救急件数は増加傾向。
- ・ 病院から病院への転院搬送、宿泊施設からの搬送、自宅待機からの搬送が増加。
- ・ 特に、自宅療養者から 119 番要請を受けるも搬送先医療機関が決まらず搬送までに長時間を要する傾向がここ数週間多い。
- ・ 新型コロナ陽性者に対する 1 週間ごとの救急出場件数の最大は、4 月 12 日から 4 月 18 日の週の 491 件で、それ以降も増えつつある。
- ・ 救急件数発生場所は、自宅待機者からの 119 番要請が増加。
- ・ 搬送困難事案^(注)の件数が増加（コロナ感染者以外の件数も含む）。

(注) 現場到着して 30 分以上病院が決定しないケース及び病院を決定するに当たり病院連絡に 4 回以上かかるケース。

- ・ 搬送困難事案件数は、随時、総務省消防庁に報告している。
- ・ 救急車を要請し現場で病院が決まるまでの滞在時間は、4 月 12 日から 18 日の間で 360 分以上要した件数が 20 件。今後こういった事案が増加すると予測。
- ・ 救急車の出場から現場到着までの時間は、基本的におよそ 5 分以内で到着するシステムになっているが、先週は 5.9 分、救急車の搬送待機する関係で運用に影響が出ており、現場到着までにかかる時間が遅れている。

➤ 消防局の対応

- ・ 新型コロナ感染症対応事案が昼間帯に多いことから、消防隊から救急車を運用する乗り換え運用、新型コロナ専用の救急隊の配置、日勤事務の消防職員を当てて救急隊を増隊して運用し、通常 69 台の救急車を運用しているが、6 台を増台し最大 75 台で運用。
- ・ ここ数日 75 台がフル活動になる時間帯あり。

➤ 入院患者待機ステーション

- ・ 自宅療養者が 119 番要請し、病院が決まらない事案が多数あることから、大阪府と協議し、昨日から入院患者待機ステーション（以下「ステーション」という。）が設置され、複数の搬送待機患者を救急隊でステーションに搬送し、本部直轄の救急車をステーションに 1 台配置し連携して活動中である。

- ・ 今後さらに病院搬送収容困難になることが予想され、現在、消防局から大阪府の健康医療部に要望、調整し、大阪府が医療機関の一部をステーションとして検討中。
- ・ 医療機関の一部にステーションができれば、別の救急隊も配置し連携するよう調整する。

□ 福祉局長

➤ 施設等の陽性者発生状況

- ・ 高齢者施設の発生状況は、令和2年4月からの累計で679施設・事業所2,045名、そのうち3月以降発生は185か所、578名で、令和3年3月以降の発生が増加している。
- ・ 障がい者施設等の発生状況は、令和2年4月からの累計で294か所の事業所施設615名、そのうち3月以降発生は96か所、272名で、3月以降の発生が増加している。

➤ 福祉局の対応

- ・ 衛生用品を事業者と調整し速やかに提供している。
- ・ 防護服の着脱方法等を巡回により助言、指導のほか、ホームページ等により注意喚起を実施している。

➤ 衛生用品の備蓄状況

- ・ これまでサージカルマスク53万枚、不織布マスク206万枚などを提供してきた。
- ・ 備蓄状況は資料記載のとおりであるが、最近急激に陽性者数が増加し、ガウンのストックをしていない事業所が多いことからガウンを提供することが多く、備蓄が少なくなっており、国に対し追加依頼を行っている。

□ 山本副市長

➤ 保健所増員体制に関する指示

- ・ 新年度開始すぐに22名の体制増強であり各局厳しい状況での人事異動で貴重な人材である。保健所の監督者は配置者に対し、フルにマンパワーが発揮できるようマネジメントすること。

□ 危機管理監

➤ 緊急事態宣言の要請内容

(第4回の新型インフルエンザ等対策推進会議基本的対処方針分科会資料より)

- ・ 現在、緊急事態の宣言発出、大阪府の対策本部は開催されていないため予想である。

① 日中も含めた不要不急の外出、移動の自粛について協力要請。

- ・ その詳細、法第45条の第1項の強い措置として

ア 20時以降の不要不急の外出自粛^(注)

イ 感染対策の徹底されていない飲食店や営業時間短縮の要請に応じてない飲食店等の利用を厳に控える。

ウ 地下鉄バス等の公共事業者に対して平日の終電の繰り上げ、週末休日における減便等や主要ターミナルにおける検温の実施等必要な協力の依頼。

(注) 生活や健康の維持のために必要なものは除外

② 催し物（イベント等）の開催制限

- ・ その詳細 24 条の 9 項として
主催者等に対して原則として無観客での開催要請。よって、施設の利用制限。

③ 施設の使用制限等

- ・ 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店に対して休業要請。
(カラオケ飲食業の許可を受けていないカラオケ店を含む酒類又はカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く。)
- ・ 上記以外の飲食店に対しては、法 45 条 2 項により営業時間短縮 8 時まで要請。
- ・ アルコールの提供を行わない場合は 8 時まで要請。
- ・ アルコールの提供を行うもの、カラオケ設備サービスを行うものは終日休業要請。
- ・ 公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起。
- ・ その他施設について閉館や閉園等を検討。

④ 職場への出勤等

- ・ テレワークの活用や休暇取得の促進等により出勤者数の 7 割削減を目指す。
- ・ 8 時以降の勤務を抑制。

⑤ 高齢者施設等従業員の検査等

- ・ すでに大阪市は実施しているが、感染多数地域の高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施。
- ・ 面会に関する感染防止策の徹底。

⑥ 学校等の取扱い

- ・ 学校園等大学施設者に対して、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請。ただし、一律に臨時休園を求めるものではない。
- ・ 保育所や放課後児童クラブ等については感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所要請。
- ・ 部活動課外活動における感染防止策、懇親会飲み会などは学生等に対する注意喚起の徹底を要請。
- ・ 緊急事態宣言措置区域等は部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限、又は自粛の要請が想定される。

➤ 各所属の取組紹介（危機管理室把握分）

① 建設局

- ・ 公園施設の駐車場、大規模公園（大阪城・天王寺・鶴見緑地・靱公園・長居公園）の地下駐車場は、令和 3 年 4 月 24 日土曜日から閉鎖予定。（大阪府の本部会議でも議題になる予定であり、大阪府の本部会議の結論に合わせ実施時期も含め検討予定）
- ・ 天王寺動物園は、5 月 9 日まで明日から閉園（報道発表済み）
- ・ その他の公園施設等（有料施設、貸館、有料運動場）については発令内容にあわせ措置していく予定。

② 経済戦略局

- ・ 大阪城のトライアスロン中止（報道発表済み）されております。

③ 水道局

- ・ 飲食店舗に対しての下水道水道料金の特例減免の状況は、4月20日から正式な本申請を開始しているが、本日現在で172件の申し込みがある。事前申し込みは、約1,100件、店舗数では約650件で、対象となる店舗数37,000件のうち約6分の1弱が事前申し込み済み。今後受付をしつつ審査をして措置をしていくと報告を受けている。

□ 教育長

➤ 緊急事態宣言が発出された場合の大阪市の学校運営について

- ・ 高等学校は府の決定内容に従う形となる。

➤ 学校園における感染状況

- ・ 3月下旬から4月に入り児童生徒の陽性者数が増加しており、4月（昨日まで）で208名。
- ・ 昨年11月以降の1週間単位の児童生徒の陽性者を感染経路別で見ると、家庭内感染が占める割合の変動はないが、経路不明の割合が4月に入り高くなってきている。
- ・ 新学期が始まって2週間しか経過していないため、現時点で学校の教育活動によって感染が拡大しているとは言い切れない。
- ・ 今後の感染状況や重症化有無、変異型の影響について、緊張感を持って注視する。

➤ 緊急事態宣言が発出された場合の学校運営について

① 小学校

- ・ 感染者数増加の状況を鑑み、児童生徒の安全安心の確保を最重要課題とする観点から、小中学校において各家庭でのオンライン学習等を基本とし休業は行わない。
- ・ 給食は給食費の無償化も進めており、児童生徒の健康面への配慮から給食事業を引き続き実施し、児童生徒の心のケアの観点から対面での健康確認等を実施する。
- ・ 小学校は1時限から2時限まで自宅に持ち帰った学習者用ICT端末を使用し、教育委員会から配信する授業動画等を視聴しながら、状況に応じプリント学習なども併用して各家庭でオンライン学習等を実施する。
- ・ 学習内容は、各学校、各学年の実情を踏まえ、各学校園で柔軟に決定。
- ・ 児童は、2時間の家庭学習を終えた後登校し、給食までの時間を活用してオンライン学習の内容確認、定着度を測る内容の学習プリントなどを実施。
- ・ 給食を黙食の形で食べ、下校し再び各家庭でオンライン学習等を実施。

② 中学校

- ・ 1限目から4時限目まで、各家庭でオンライン学習を実施し、その後、学校に登校し給食とする。

③ 学校での預かりの実施

- ・ 監護する保護者がいない場合等は、児童生徒等を各学校で昨年と同様に預かり、各家庭で行うオンライン学習等と同様の学習を実施し、夕方のいきいき放課後学習等にも引き継ぐ。

④ 部活動

- ・今回は学校休業ではないことから、現在と同様に休止を原則とし、公式試合等を控えているなど学校長の判断で必要と認める場合は、感染防止策を徹底したうえで、実施も可能。

⑤ その他

- ・各家庭でのオンライン学習等は、児童生徒の安全安心の確保を最重要課題とする観点から実施するもので、児童の学習環境確立のため教育委員会と学校現場が一体となって取り組んでいき、意見を頂きながら改善を図っていく。

□ こども青少年局長

▶ こども青少年局所管施設等における感染状況

- ・令和2年2月第1波、第2波、第3波、第4波をみると、令和3年4月に職員と児童合わせ合計149名の陽性者が出ており急激に増加している。
- ・発生施設で部分休園、全部休園を要請して対応した施設数も非常に伸びている。
- ・陽性者数に対しての児童数は、全体に感染が増えていることによって陽性は増えていくが、児童の割合は約40～50%であり以前と大きな変わりはない。
- ・感染状況は、第3波のピークを大きく上回る勢いで増加。
- ・同居家族が感染し、濃厚接触となった児童が検査すると陽性となるケースが多いが、無症状か軽症で重症例ない。
- ・4月になり感染が増加しているが、所管施設において子供どうしの感染によるクラスター化は見られないが、引き続き状況を注視していく。

▶ 今後の対策

- ・保育所、児童クラブ等は原則開所要請とあり、生活のうえで必要な施設であることから、いきいき学童、幼稚園の一時預かりは、感染対策を徹底しながら引き続き開所。ただし、今回は休業要請等で仕事を休む親等も多いため、家庭での保育が可能な方は家庭での保育の協力を依頼する。
- ・テレワークの推進、在宅勤務も増えていると思われるが、在宅であっても仕事をするので保育の必要があるため、基本的には預かる。
- ・陽性者の報告を受ければ保健所の疫学調査の結果も見ながら、必要に応じクラスごとの部分休園、全部休園を要請し、個別対応を引き続き行う。
- ・一時保護所、児童養護施設のように児童が24時間通所ではなく生活している施設もあるので、引き続き最大限の感染対策に努める。

▶ 緊急事態宣言発令後の対応

- ・2回目の緊急事態宣言の時、あるいは、まん延防止重点措置適用期間を通し、通常どおり保育の提供とあったが、今回は保育の機能自身は必要ということで保育機能は維持するが、仕事を休む等で家庭での保育が可能な方のみ協力を要請する。
- ・昨年度も一時期実施していたが、正式な協力要請を受けての園児等の休みであるので、協力に応じた場合の保育料は3歳からは無償になっているが、0から2歳児について

は減額を実施する。

□ 山本副市長

➤ 施設の休館について

- ・ 施設（区民センター、老人福祉センターとか子供子育てプラザ、スポーツセンター等）それぞれ所管は違うが、基本休館という理解でよいか。

□ 危機管理監

- ・ そのとおり。詳細は後ほど説明する。

□ 山本副市長

➤ 施設休館に伴うホームページ掲載について

- ・ 去年、政策企画室でまとめていた市民が一目で分かる閉鎖状況等について、ホームページで分かりやすい発信をすること。

□ こども青少年局

➤ 子育てプラザについて

- ・ 子育てプラザは、子育て相談等に応じる必要があり必要な部分は開きたいと考えている。

□ 山本副市長

- ・ 了承

□ 高橋副市長

➤ 路上公園等における集団での飲酒対応

- ・ 危機管理監から建設局の対応（公園の駐車場、公園施設、天王寺動物園）について説明があったが、今回の基本的対処方針、国の資料の中で施設の使用制限等部分に、路上、公園等における集団での飲酒の件に関する注意喚起が出ていることから、必要な対策、建設局のどの部署でどのような対応を取るかについて、危機管理監が建設局と調整、対応をお願いする。

□ 危機管理監

- ・ 建設局に休日も含めゴールデンウィーク中、パトロールを実施するよう検討してほしいと伝えている。

□ 市長

- ・ 基本的対処方針が出ているが、外出の自粛というのはそもそも日中も含めた不要不急の外出の移動の自粛である。20時以降の不要不急の外出の自粛となっているため分かりに

くく感じる。

- ・ この要請の中身は大阪府が啓発広報していくのか。

□ 危機管理監

- ・ 今日説明した内容は、政府分科会の資料からの抜粋に基づくものであり、本日、大阪府が具体的に要請事項まとめていくと思われ、市長の懸念も含めて整理されていくものと思われる。

□ 市長

▶ ゴールデンウィークの行動提示

- ・ ゴールデンウィークについては、市民へ具体的に行動をどうしてほしいと伝えなければ、独自で判断すると感染拡大リスクが高いということもあると思われ、大阪府にもう少し分かりやすく提示されるよう危機管理監から伝えてほしい。

▶ 学校について

- ・ 学校の件も誤解があり、休校ではなく学校は通常時間どおり運営はしている。先生についても朝から出勤しているため、家庭で見守れない方については通常どおり学校に来てよい。
- ・ メディアの伝え方もおかしく、朝1時間2時間は家でオンラインしか受けられないかのようにになっているが、学校に来てオンラインの形で映像を使って授業はしているので、今までどおり通学しても支障はない。
- ・ 先生の体制も変わらないので上記について、保護者に伝えてほしい。

□ 教育長

- ・ 昨日判断いただいたので、すでに各学校から保護者に対し、月曜日の対応も含め周知するようにしている。それが周知されれば理解されると思うが、丁寧に行う。

□ 市長

- ・ できれば子供たちは家庭で十分見守れる家庭は、オンラインを使って学ぶ権利を保障してく。

□ 朝川副市長

▶ ゴールデンウィーク中の区役所における広報活動

- ・ 市長から言及のあった市民への啓発文言について、危機管理監が調整を行い、資料に書いている「感染対策が徹底されていない飲食店や休業要請の要請に応じていない飲食店の利用を厳に控えてほしい。」と広報も必要であるが、区役所における広報も大事だと思っている。既に青色パトロールカーにて啓発をしているが、特にゴールデンウィーク中について住民に行動変移を促さなければならない。したがって、休日も青色パトロールカーを区役所が稼働させるよう東住吉区塩屋区長へお願いする。

□ 東住吉区長

- ・ 従来から感染防止対策について啓発情報提供をしているが、今、指示があったような形も含め最大限実施していく必要があると考えている。
- ・ 例えば東住吉区の場合青色パトロールカーは複数班おり、休日対応した人が平日に代休を取る。区役所によって状況、体制が違う部分があり、できる範囲、最大限のツール、機会を通じ、地域団体あるいは住民に啓発情報提供していく。

□ 朝川副市長

- ・ 青色パトロールカーの発出する内容は危機管理監がまとめ、それを基本共通で使う方法でお願いします。文言を上乗するのは勿論構わない。

□ 危機管理監

- ・ 調整する。
- ・ 学校や保育園の関係で方向性確認であるが、以上でよいか。

□ 市長

- ・ 了承。

□ 危機管理監

- ・ 資料はないが、確認したい事項が何点かあるので、地下鉄バス等の交通事業者に対しての措置について都市交通局長から状況説明願う。

□ 都市交通局長

➤ 地下鉄バス等の交通事業者に対しての措置

- ・ Osaka Metro・地下鉄の減便について、これまで昨年の第一回の緊急事態宣言の時は外出を抑制するため、日曜休日は2割程度の減便を実施してきた。
- ・ 令和3年1月、第2回目の緊急事態宣言の時は、夜間の人の動きを抑制するという観点から、平日夜間22時以降の2割程度の減便を実施してきた。
- ・ 今回、国の対処方針、府からの要請が発令されれば、どういう対応をするかをこの間、先行的に大阪メトロとも検討してきた。
- ・ これまでの実績もあるので、土曜、日曜、祝日の2割程度の減便、これは25日から実施。
- ・ 平日夜間22時以降の2割程度の減便を26日以降継続して実施。正式に要請があれば、大阪メトロから発表する。
- ・ 更に25日、26日の利用者の動向も見極めながら、4月29日の祝日以降の更なる減便の対応ができないかについて、引き続き検討する。
- ・ 今回、バス事業者に対しても要請があるので、大阪シティバスについても、29日以降

何ができるか具体的な検討を進める。

- ・ 大阪地下鉄の減便について、これまで昨年の第一回の緊急事態宣言の時は外出を抑制するため、日曜休日は2割程度の減便を実施してきた。
- ・ 令和3年1月、第2回目の緊急事態宣言の時は、夜間の人の動きを抑制するという観点から、平日夜間22時以降の2割程度の減便を実施してきた。
- ・ 今回、国の対処方針、府からの要請が発令されれば、どういう対応をするかをこの間、先行的に大阪メトロとも検討してきた。
- ・ これまでの実績もあるので、土曜、日曜、祝日の2割程度の減便、これは25日から実施。
- ・ 平日夜間22時以降の2割程度の減便を26日以降継続して実施。正式に要請があれば、大阪メトロから発表する。
- ・ 更に25日、26日の利用者の動向も見極めながら、4月29日の祝日以降の更なる減便の対応ができないかについて、引き続き検討する。
- ・ 今回、バス事業者に対しても要請があるので、大阪シティバスも当初すぐにはできないが、29日以降何ができるか具体的な検討を進める。

□ 市長

- ・ 了承

□ 東住吉区長

➤ 区役所の対応

- ・ 区役所は先程説明のとおり、情報提供啓発活動を一層強化していく。
- ・ 区役所附設館について、対応していく必要が出てくると思われ、全区役所の附設会館を臨時休館する方向で準備している。
- ・ 既に予約、許可している場合は、キャンセルのお願いをして、既に納入頂いた申込金は返却し丁寧に個別対応する。

□ 危機管理監

- ・ キャンセル理解を頂いたところよいが、どうしてもできないという場合は、この間感染症対策は万全にやっているなので、そこの条件をより一層厳しく管理、徹底させる。

□ 東住吉区長

- ・ きっちり丁寧に状況をみながら対応する。

□ 危機管理監

➤ 乳児検診等について

- ・ 行事について、第1回の緊急事態宣言の時は乳児検診等を中止したこともあるが、今回はどうするか確認したい。

□ 東住吉区長

- ・ こども青少年局とも協力、検討しているが、引き続き乳幼児検診については継続していく予定。乳幼児の非常に重要な検診であり、養育者にとっても非常に精神的にも不安感のある環境下であり重要性は非常に高いと認識していることから継続して行っていく。ただし、ワクチン接種については、今後様々な状況変化も考えられ、区役所の状況によって区長の裁量、マネージメントの中で、時期的なことなど流動的に区役所の中で考えていく必要もあるかもしれないが、基本的には継続し、こども青少年局とも調整していく。

□ こども青少年局

- ・ 厚生労働省からも予防接種、乳幼児検診等については不要不急ではなく、むしろ控えすぎるのは問題である。と出ており、基本的には実施していく。
- ・ 心配な養育者は、区役所へ相談もあると思われ、その場合は、例えば今も実施しているとおりの日延べに応じる。

□ 危機管理監

- ・ 他の行事等もあると思われ、先程、朝川副市長から指示のあったとおり、事前にホームページ等で周知をお願いする。
- ・ ワクチン接種、保健所の業務過多問題等様々な形で職員の動員が必要なときには、できるだけ不要不急の業務があるかわからないが整理しつつ、動員の確保について後ほど人事室長からも説明があるが協力願いたい。

□ 市長

- ・ 了承。

□ 人事室長

➤ 応援職員の確保

- ・ 危機管理監から説明があったとおり、今現在も保健所への体制支援、ワクチン接種の準備で各区に体制支援ということで応援職員を出してもらっている。当然のことながら今後もワクチンの集団接種も始まり、見回り隊も出さなければなりません。加えて新たな対策に職員が必要になる事態も当然見込まれる。したがって、各所属においては、BCPの考え方にに基づき、応援職員の要請があれば速やかに応じられるよう業務の整理準備をお願いする。
- ・ 必要であれば通常業務延期等、業務を止めるということも視野に入れ、コロナ対策への応援職員の派遣人員の確保ができるようお願いする。
- ・ その準備をしたうえで、職員の出勤抑制として市民生活に直結するような業務に従事する職員を除き、以前お願いのとおり、5割を目標に出勤抑制に努めること。
- ・ コロナ対策にかかる職員の確保というのが第一にあり、それができる体制をとったう

えで、出勤抑制に努めること。通知を発出予定である。

□ 市長

- ・ 了承

□ 市長

➤ 市長メッセージ

- ・ 市民の皆様、本日、国は新型コロナウイルスの感染症拡大を受け、特別措置法に基づき、3度目の緊急事態宣言を発令し、大阪府、兵庫県、京都府等が対象区域となる見込みである。
- ・ これまでの間、医療従事者のみなさんには、感染リスクと向き合いながら、市民の命を守るために最善を尽くしていただき、心より感謝を申しあげる。
- ・ また、市民の皆様も、これまで長期間にわたり、感染拡大防止のため様々な対策にご理解とご協力をいただき厚くお礼申しあげる。
- ・ 特に飲食店の皆様には、厳しい経営状況のなか、時短要請、時短へのご協力をいただいていることに重ねて感謝申しあげる。
- ・ 今、大阪の医療体制は、変異株の広がりを受け、これまでにない早さの感染拡大と、広い世代の重症化患者の急増で、本当に危機的な状況である。
- ・ 病床のひっ迫により、入院調整の待機者も府全体で2,500人を超えており、また救急車の即時搬送も、ままならいほどの状態を発生させており、救える命が救えなくなるおそれが想定される事態となっている。
- ・ 今回の緊急事態措置は、そういうことから、今までよりも深刻度が高い状況のもとで発せられるものであることを、皆様に強く認識していただきたい。
- ・ いざというときの自分の命、身近な人の命を守るため、少しでも今の医療体制の状況を改善させるための緊急事態宣言であることをご理解いただき、なにとぞ、ご協力いただきたい。
- ・ 市民の皆さん一人ひとりが今まで以上に「感染しない、感染させない」という強い意志をもって、この期間中は、ぜひ不要不急の外出を控えていただきたい。
- ・ また、市内の飲食店をはじめとした商業施設、テーマパーク、その他、制限を受ける皆様には、本当につらい我慢をお願いすることとなる。
- ・ 様々な意見があることは承知しているが、コロナに限らず通常の怪我、病気も含め対応できなくなる、医療体制の崩壊を何が何でも防ぐためのやむを得ない措置であることをご理解いただき、期間中はなにとぞご協力をお願いする。
- ・ 市民皆様のご協力により、現在の困難な状況を乗り越え、一日も早く安全、安心なまちを取り戻したいと思うので、重ねてのご支援とご協力をお願い申しあげる。

□ 危機管理監

- 会議終了。